

横須賀市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金 Q&A(R8.06.12時点)

【事業全体】

No	質問	回答
1	対象となる事業期間はいつからいつまでか	対象となる事業実施期間は、令和8年4月1日から令和9年1月31日までとなります。 なお、事業実施期間である令和9年1月31日までに支払いを完了してください。(支払いしたことがわかる領収書等を実績報告書に添付する必要があります。)
2	補助基準額は、1法人あたり・1事業所あたりのどちらか。	1事業所あたりの補助基準額となります。
3	人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業の複数メニューを実施することは可能か。その場合の補助上限額の考え方はどのようになるか。	複数メニューを実施することは可能です。ただし、それぞれのメニュー毎の補助上限額内での交付となります。
4	法人本部が一括して補助対象の取組をしているが、事業所ごとの経費をどのように計上したらよいか。	経費を按分する等の対応をお願いします。 (例) 3事業所の取組を法人が一括して実施している場合 30万円(補助対象の取組費用)÷3(事業所数)=10万円(補助対象経費)
5	それぞれの補助対象経費は明確に分かれている必要があるか。	申請の際、それぞれの費用がどの補助対象経費に該当するか明確に分ける必要があります。 なお、実績報告の際にはそれぞれの補助対象経費について領収書等の提出をお願いします。
6	交付申請後、どのくらいの期間で交付決定がされるのか。	申請書類の補正の度合いによりますが、大体1か月以内には交付決定させていただきます。
7	事業者(法人)所在地は横須賀市でないが、対象になるか。	事業所が横須賀市内に所在している場合は、横須賀市内の事業所分は対象となります。
8	いつの時点で指定を受けている必要があるか。	交付申請時点において、横須賀市から指定を受けている必要があります。(休止中、廃止済みは対象になりません。) なお、実績報告日時点で、事業所や法人が廃止・廃業となる場合は別途ご連絡ください。
9	事業を実施し、申請時の合計金額は超えないが、当初の申請金額を超えてしまうメニューがある場合には、変更申請は必要か。	変更申請が必要な場合は、申請書の合計金額ではなく、メニュー毎の金額が増額されると必要です。決められた期間に変更申請がされない場合は、メニュー毎の当初の申請額を上限として交付されます。

【研修体制の構築の支援】

No	質問	回答
1	別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合も対象となるか。	事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合も、いずれも補助対象となります。
2	オンライン研修に用いるため、新たにモニターを購入する場合、補助対象となるか。	主要な用途が研修のためと認められるため補助対象となります。
3	研修資料を作成することに用いるPC購入費は補助対象となるか。	主要な用途が研修のためではないと認められるため補助対象外となります。
4	オンライン研修を年間支払いで加入した場合、補助対象期間内であれば補助対象となるか。	支払が補助対象期間中に終わっている場合、補助対象となります。
5	所定労働時間外の研修に発生する経費は補助対象となるか。	時間外研修出席に対する手当は補助対象となります。
6	事業所の職員が研修講師を行う場合、勤務時間内において研修資料作成にかかった人件費は補助対象となるか。	補助対象外となります。
7	研修は補助対象期間内に修了する必要があるのか。	補助対象期間中に支払が終わっている研修が補助の対象となります。
8	研修に使用するテキストや書籍などの購入も補助対象となるか。	補助対象となります。

9	介護人材確保・職場環境改善等事業と一部補助内容が重複しているが、1事業所に重複して支給することは可能か。	それぞれの事業目的に合致しているのであれば、必要な額の限りにおいて、1事業所に重複して支給することが可能です。 例)1事業所において、複数の職員が研修を受講する場合であって、受講に要する額が本事業の「研修体制の構築の支援」に係る補助基準額を上回っているときは、介護人材確保・職場環境改善等事業の職場環境改善事業においても、研修受講に要する費用について補助を受けることができます。
---	--	--

【経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援】

No	質問	回答
1	「経験年数が短い」とはどの程度の期間か。	原則として、ホームヘルパーとして勤務した経験年数が2年未満の者又は3年以上訪問業務に従事していなかった者を対象とします。
2	経費はどのように算出すればよいか。	同行訪問した訪問介護の算定区分に応じて、基準額を実支出額として算出してください。
3	乗降介助の同行も対象となるか。	乗降介助も対象となりますが、単に運転業務を行う場合には対象となりません。
4	他事業所での経験年数を考慮する必要はあるのか。	他社勤務の経験年数も考慮願います。
5	施設などでの身体介護経験はあるが、訪問介護の経験はない場合「経験年数が短いホームヘルパー等」に該当するか。	「ホームヘルパー」としての経験を考慮するため、該当します。
6	昨年度補助対象とした職員について、今年度も同行訪問した場合補助対象となるか。	一度補助対象となった職員は補助対象となりません。
7	時間は算定区分の時間で考えるのか。	要した時間ではなく、算定区分を基に計算してください。
8	回数はどのような基準で数えるのか。	サービス提供ごとに数えてください。(1日の内で複数の利用者に連続で同行支援したとしてもまとめて1回とするのではなく、利用者ごとにカウントする)

【小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援】

No	質問	回答
1	複数の法人が協働で実施する取組が対象となるのか。	複数の法人が協働で実施する取組が補助対象となります。そのため、法人単体(同一法人内の事業所で協働で行うなど)での申請は補助の対象外となります。

【経営改善の支援】

No	質問	回答
1	毎月発生するコンサル料についても上限までは補助対象となるか。	補助対象期間中であれば補助対象となります。
2	派遣会社を活用した期間の職員に対しての人件費は補助対象となるか。	補助対象となります。ただし、紹介手数料は補助対象外となります。
3	労務管理改善のため社労士などと顧問契約した場合の費用は補助対象となるか	経営改善を目的としたものであれば、補助対象となります。
4	事務作業の非正規職員を既に雇用しているが、対象期間分を申請してもよいのか。	補助対象期間中に新規で雇用した事務職員が対象となります。
5	経営改善のためのシステム導入費は補助対象か。	補助対象外です。 訪問介護等サービス事業所の経営改善に資するコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行うための臨時職員雇用に要する経費のみを補助対象としています。
6	専門家との委託契約でなく、専門家に対して報酬や報償費を支払う場合も対象になるか。	経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした相談等を実施したことによる、報酬や報償費は補助対象です。

【登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援】

No	質問	回答
1	補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできるか。	非常勤職員や登録ヘルパーの常勤化のために必要となる経費を充てることはできますが、単純な賃上げに充てることはできません。
2	常勤化とは、正社員として雇用することか。	事業所の就業規則で規定される常勤職員として雇用されていることになります。

3	某法人は、「A法人」が運営していた「B事業所（訪問介護事業所）」の事業譲渡を受けて、新規指定を取り、事業をおこなっている。その際に、「B事業所」で働いていたパートヘルパーが、某法人の訪問介護事業に移行せずに退職している場合、その退職したパートヘルパーの代わりに常勤のヘルパーを雇用した場合には、登録ヘルパー等の常勤化の促進支援の対象となるか。	運営法人が変更となりましたが、事業としての連続性が保たれているため、欠けた非常勤ヘルパーを常勤ヘルパーで補う場合の差額について、補助対象とします。
4	訪問介護員以外の非常勤職員の常勤化も補助対象となりますか。	対象外です。補助対象となるのは、訪問介護員として勤務している非常勤職員に限られます。
5	非常勤職員と常勤職員の賃金等の差額はどのように判断すれば良いか。	常勤となる月の前月分の給与と常勤となってからの給与の差額を対象経費とします。給与は社会保険料等の控除前の金額を用いて計算してください。

【介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援】

No	質問	回答
1	事務員などの人材確保に係る取組は補助対象となるか。	補助対象となりません。ホームヘルパーに係る取組のみが補助対象となります。
2	人材紹介会社に対する紹介手数料は補助対象となるか。	補助対象となりません。
3	動画作成は補助対象となるか。	補助対象となります。
4	ホームページ作成は補助対象となるか。	補助対象となります。
5	求人広告は補助対象となるか。	補助対象となります。
6	就職フェアなどへのイベント出展は補助対象か。	補助対象となります。
7	訪問介護のほか、同法人で実施する他事業を同時に掲載するものは補助対象外となるか。	経費を切り分ければ補助対象となります。
8	新聞折り込み広告等への広告掲載費も含まれるのか。	補助対象となります。
9	事業所名や連絡先等を印字しただけのユニフォームやボールペン等の消耗品の製造に係る経費は補助対象となるか。	介護人材や利用者確保のための広報宣材と判断することはできないため補助対象とはなりません。